

大田スタジアム・大田区立大森スポーツセンター指定管理者
募集要項等に関する質問票に対する回答

No.	質問	回答
1	<p>募集要項 5 提出書類 (ア) 応募資格確認関係書類 「法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書」は、未納が無いことの証明「その3の3」の提出で宜しいでしょうか。</p>	<p>・納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明「その1」にて提出をお願いします。</p>
2	<p>管理運営業務の基準 【2】施設の運営全般に関する業務基準 1 使用時間及び休場日 (2) 業務時間 午前6時30分から午後10時までとする。とありますが、グラウンド整備等業務に柔軟に対応できるようにするため、この基準を超える配置時間の提案(例：午後10時30分まで)をすることは可能でしょうか。</p>	<p>・原則、管理運営業務の基準にてお願いします。 但し、グラウンドの整備状況や次の事業予定等を踏まえ、必要に応じて柔軟な運用を頂くことは、問題ありません。</p>
3	<p>12 指定管理者と区との責任分担 6 施設・設備の修繕の項目に『検査報告書の提出を要する』とありますが、検査報告書に記載すべき事項及び検査実施の要件(検査員の資格の有無等)をお示し願います。</p>	<p>・別添の「検査報告書」を提出いただいています。 ・検査員は、スポーツセンター所長、立会人は、担当職員です。</p>
4	<p>8 従事者の配置及び育成 『公認体育施設管理士』とは、公益財団法人日本スポーツ施設協会が制定した資格を指しているのでしょうか。もしそれを指すならば、2021年に『公認スポーツ施設管理士』に名称変更しています。あるいは、別の協会が制定しているものなのでしょうか、お示し願います。</p>	<p>・ご質問のとおり、公益財団法人日本スポーツ施設協会が制定した資格で、名称変更されていました。 募集要項の記載を「公認スポーツ施設管理士」に修正いたしました。</p>
5	<p>管理運営経費見積書について 指定管理期間が5年という長期において、専門人材や有能な人材を確保するという面から、職員の定期昇給を含め人件費額は年々アップしていくものと考えていますが、その点について、区ではどのように考えているのかをお示し願います。</p>	<p>・人材確保(定着)及び人材育成は、良質なサービス提供に欠かせないものであり、職員の定期昇給等は、区と指定管理者の協議事項となりうると考えている。</p>
6	<p>大田スタジアム管理運営基準 4 災害時及び緊急時の対応 (4) 遺体搬送の協力 『スタジアムは、遺体の搬送拠点となっている。』とありますが、遺体の搬送拠点と遺体収容所は異なるという理解でよろしいでしょうか。もし、同じ場合、遺体収容所に関することは区(災対福祉部)が担当していると思いますが、指定管理者の業務の範囲は、現時点ではどのように考えているのでしょうか。死体管理の業務も含まれるということでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>・大田区地域防災計画(令和4年修正)における「災害時における遺体搬送の協力に関する協定書」第6条(搬送業務)に記載されている内容です。 ・遺体の搬送拠点と遺体収容所は、別なものです。 搬送拠点は、遺体を搬送する車両が待機する場所になります。 指定管理者の業務範囲は、区(災対福祉部ほか)への支援・協力となり、具体的には、有事の際に調整することになります。</p>

7	<p>大田スタジアム管理運営基準</p> <p>【4】施設等の維持管理に関する業務基準 1 グラウンドの維持管理業務</p> <p>(3) 消耗品の管理</p> <p>『利用者がラインテープ使用を希望する場合は、規定の使用料を徴収し、ライン引きを行うこと。』とありますが、これは現在、無償で貸し出しているものを有償化する、という意味でしょうか。また、『規定の使用料を徴収し』とありますが、何の規定に基づいて徴収すればよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>・ご質問のとおり、現状の運用において、ラインテープ使用に伴う使用料の徴収は実施していないため、次の内容を募集要項から削除しました。</p> <p>(削除内容)</p> <p>「利用者がラインテープ使用を希望する場合は、規定の使用料を徴収し、ライン引きを行うこと。ラインテープは、原則としてモルテン社製のものを使用することとする。」</p>
---	--	--